

秋田地方裁判所委員会第8回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成18年3月15日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

虻川高範，金子直史，鎌田恵子，作原大成，菅美千世，中村雄一，橋本和夫，
前川重明，見上裕子，横山智也，米澤 實

（報告者）

石川忠則専門委員，那波百合子調停委員，和田伸一朗司法委員

（説明者）

池田事務局長，池田事務局次長

（庶務）

佐々木総務課長，高橋総務課課長補佐，古関庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（総務課長）

(2) 新任委員の紹介等（委員長職務代理者）

ア 作原大成委員（秋田地方検察庁三席検事）

イ 橋本和夫委員（秋田地方裁判所長）

(3) 委員長の選任

満田委員長の後任として，地裁所長である橋本委員を選出した。

(4) 職務代理者の指名

委員長は，秋田地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として，金子委員を指名した。

(5) 前回以前の委員会で提案された事項について

（池田事務局長から説明）

ア 裁判所前のバス停表示について

○ 秋田中央交通から，バス停の表示について，「八橋市民広場前」という

表示に「裁判所」の文言を付け加えることを検討していることに加え、バス路線図について、現在「裁判所」の表示を入れた原稿を印刷に回していることの回答を得た。

ただし、車内アナウンスについては、「裁判所」の文言を入れるには時間を要する旨の回答で、秋田駅前にあるバス停案内表示に「裁判所」の文言を表示することについても、変更箇所が多数に及ぶため、現時点では難しいとの回答だった。

イ アンケートについて

- (他の裁判所におけるアンケート実施の実情について説明の上) 当庁としても裁判所へのアクセスや職員の接遇などについて、裁判所利用者の皆様から御意見をいただき、それを分析検討して事務処理の改善につなげることは有益であると考えているので、アンケートを実施する方向で具体的な検討を進めていきたい。今後は、他庁のアンケート内容等を参考にしつつ、事務局案を作成し、委員の皆様からも意見をいただいて、実施したい。

(6) 議事の公開について

議事の公開について、委員から次のような意見が出された。以下□が委員長、

■が委員、○が説明者の発言

- 前回の地方裁判所委員会の議事概要について、委員会開催の日からホームページ掲載までの期間が相当掛かっている。こういう状況であれば、やはり議事を公開して、速やかに国民が知ることができるようにする必要性があるのではないか。
- 地方裁判所委員会の議事概要については、委員会終了後、できるだけ速やかに各委員に案を送付して中身を見ていただき、確定後、速やかにホームページに掲載することとしている。今回大幅に掲載が遅れた点については、お詫びするとともに、今後、このようなことがないよう、より一層迅速な事務処理に努めてまいりたい。

□ 議事の公開については、本日予定しているテーマ終了後に、再度協議したい。

(7) 各種委員について

ア 池田事務局次長が、資料に基づいて、各種委員の職務内容等について説明

イ 各種委員から、それぞれの体験談等を報告してもらった。

(ア) 専門委員の実情について（石川専門委員）

建築関係の専門委員をしているので、建築紛争の特徴についてお話ししたい。第一にあげられるのが価値観の違いである。例としては、口約束で行った工事が、サービス工事なのか追加工事なのかが問題となるケース、物件の引渡し後にボイラーが動かなくなり、対応が遅れて家中が水浸しになるなどのトラブルが発生するケース、口約束で行った工事が最終的に金額面でのトラブルに至るケース、家が傾いてきたなど引渡し直後には、起こり得ないトラブルといったものがある。第二の特徴としては、当初瑕疵担保責任を問題としていた紛争が、実は工事費に関する不満が根底にある場合など、回を重ねるごとに争点がずれていくといった点が上げられる。

次に、私は調停委員も拝命していることから、建築紛争において、普段、心掛けていることについて、両方の立場からお話したい。

調停委員の立場では、双方の言い分を否定しないで、すべて聞くことを心掛けている。調停は、良い悪いの判断でなく、いかにトラブルを解決するかということに重点を置き、専門的知識よりも社会的常識を優先して進めている。さらに、争点がどこにあるかということを見失わないように心掛けている。建築紛争の調停は、最低でも3、4回開かれることが多く、長くなると10回以上行われる場合もあるため、回を重ねるごとに争点がずれ、脱線しがちになるからである。調停では、双方に対し、お互いに落ち度があるのだということを話すようにしている。

専門委員の立場では、ある程度白黒ははっきりさせなければいけないところがあるので、双方に専門的あるいは法律的な説明をしている。建築業者側は建築関係の法律の知識があるが、施主側は建築関係の法律を知らない場合が多いので、特に施主側に対しては詳しく説明するようにしている。また、建築紛争の場合には、必ず現地調査を行った方がいいと思っている。説明に当たっては、できるだけ図解するなどして、分かりやすい説明を心掛けている。金額の算定をする場合には、相手方の資料だけでなく、再度調べ直し、自分でも算出するようにしている。

専門委員と調停委員双方に共通して言えることは、双方の立場を理解し

て話を聞くこと、あくまでも中立であること、そして、憶測あるいは先入観を入れずに事件に臨むということである。

(イ) 民事調停委員の実情について（那波調停委員）

民事調停委員として5年目になる。主に簡易裁判所の事件を担当することが多く、例えば多重債務の特定調停、車の修理代金請求や車検代金の請求、心中未遂の慰謝料、交通事故の損害賠償、借地権に関わる紛争、代位弁済金や保証債務の請求などの事件を取り扱っている。地裁の事件では、農事調停等を扱っている。事件の担当が決まると、事件記録に目を通し、申立ての理由を読み、専門的な知識が必要な事件の場合には、専門的な知識を有する調停委員に聞いたり、調停でペアを組むもう一人の調停委員と事前に話し合いをするようにしている。そして、調停当日は、申立人からは申立書に基づいて意見を聞き、相手方については、裁判所に呼ばれたことで何か悪い事をして呼ばれたという心細い思いを抱いて来る場合が多いので、よく来られましたねとか、途中大変でしたねなどの声を掛けて気持ちをほぐし、調停の仕組みについて、かみ砕いて説明するようにしている。その上で言い分を聞き、どう解決したいのかについて意見を聞いて、それを申立人に伝えている。とにかく双方の言い分に耳を傾けるように心掛けている。一方の要求が法外な場合には、もう一人の調停委員から法的判断を示してもらい、納得してもらった上で双方の調整をするようにしているが、どうしても合意に至らない場合には、不成立や調停取下げとなる。調停は、あくまで当事者が主役とのスタンスで臨んでいる。

(ウ) 司法委員の実情について（和田司法委員）

民事調停委員を10年、家事調停委員を2年勤め、その後司法委員となって、現在9年目である。司法委員は、簡裁が仕事の間となるが、その業務の一つは、裁判の審理に立ち会って裁判官に対して意見を述べることであり、もう一つは和解の補助である。どちらかと言うと和解の補助の仕事が多い。司法委員として法廷に立ち会う方法としては、特定の日に複数の事件に立ち会って、その中の事件を担当する場合と、特定の事件を担当する方法の二つがある。前者は開廷日の立会方式と呼ばれ、司法委員は、裁判の中で裁判官が当事者に和解を勧めた事件の記録を受け取って、和解室

で和解を勧める。後者は、事件指定方式と呼ばれている。頻度としては、開廷日立会方式が相当多く、前月の末に簡裁から期日の打診がある。通常は、2人の司法委員が立ち会っている。

私が、和解を進めるに当たって気を付けているのは、中立公正に話を進めるといふことであり、不公平感や不快感を持たれないようにしていることである。そして、双方に譲り合いの精神をよく伝えるようにしている。和解が成立した場合は、双方に対し、和解の内容のとおりきちんと履行してもらおうといふことを話している。消費者金融の事件では、原告側は、会社の代理人として従業員が出席し、被告側はほとんど本人である場合が多い。双方の話を聞きながら進めるが、一括弁済が無理なので、分割払いの話になるのが通常である。被告は、事前に返済方法を記載した答弁書を提出するケースが多いので、それを中心に進めている。原告からは、返済期間が長すぎるから、月々の弁済額を多くして欲しいという主張が出る。

合意ができると、毎月の支払額、支払先、遅延した場合の延滞金の利率等を記載した和解条項案を作成することになる。その内容を裁判官に説明し、裁判官は、それを双方に読み聞かせて、最終的な合意が成立することになる。件数的には少ないが、60万円以下の紛争については、少額訴訟という制度がある。これは、原則1回の審理で直ちに判決を言い渡すという訴訟であり、証拠についても当日調べられるものに限られる。

なお、被告が席を外した際に消費者金融業者の代理人から、和解が成立するのはありがたいが、我々はこれから勝負なんだと言われたことが印象に残っている。実際に和解が成立した後の回収の状況は厳しいということであった。いずれにせよ、債務者が無事債務を履行して、経済的に自立して欲しいと願っている。多重債務の問題は、利息制限法で定められている利息と貸金業の上限利率の間の、いわゆるグレーゾーンの利息をどうするかという問題が大きいと思う。

ウ 事務局次長の説明及び各種委員の体験談等についての質疑応答

■ 資料には、秋田の専門委員は3人いるとあるが、他の2人はどのような分野か。

○ いずれも建築の分野である。

- 紛争を抱えている場合に、警察に相談する場合と、裁判所に相談する場合があると思うが、最初に警察に相談した結果、裁判所を紹介されて裁判所に相談に来るという場合もあるか。
- 警察には困りごと相談というのがあり、統計上は、何かトラブルを抱えると、そちらに行く人が多いと聞いている。警察に相談に行って、弁護士会に行くように勧められて来たという人もいる。また、そこで裁判所を勧められたり、消費者センターを勧められるというケースもあると思う。割合は不明だが、警察の困りごと相談から紹介されたという人がいるのは、希ではない。
- 4月には日本司法支援センターが立ち上がり、10月には業務が開始されるが、そこでいろいろな相談について、どこに行ったらいいのか相談の割振りなどを担当してくれるが、そうなると大分違ってくるのではないか。
- 裁判所の利用者アンケートは、裁判所に対して親しみを持ってもらうためにするのだと思う。アンケートを実施して、親しみを持ってもらえば、将来的に相談者が多くなることが予想される。日本司法支援センターは裁判所に設置されるのか。
- 法律的な相談が受けられやすくするために設けられるものであり、あくまでも裁判所とは別の機関である。法律扶助の制度も扱うなど、国民が司法サービスを受けやすくするための機関である。
- 民事調停委員と家事調停委員は、それぞれ約250人ずついるということか。また、調停委員に任命されているが、なかなか都合がつかず、あまり調停事件を担当されない人もいるやに聞いているが、250人という人数で実際に足りているのか、そして、調停委員として実質的に稼働されているのは何人程度か。
- 約250人ずつと計上しているが、実際には、民事調停委員と家事調停委員を兼務している人が多い。また、毎年、全体的な事件数を基に、必要な人数を本庁のほか、管内も含めて割り振っている。なお、なかなか事件が回ってこないから事件を担当していないというようなことは承知していないが、調停委員の中でも、専門的な知識を有する税理士や医

師などの資格を有する委員については、専門的知識を必要とする事件が係属しなければ、お願いすることはないし、弁護士の調停委員にしても同様であるので、このような場合には、お話されたケースがあるかもしれない。ちなみに、調停委員の中には、毎日のように裁判所に来て事件を担当してもらっている人もいる。

- 専門委員3人とも建築が専門であるということは、秋田の場合は医療関係訴訟が少ないためか。
- 医療関係の専門委員はいない。
- 秋田の場合は、なかなか引き受け手がいないという事情もある。
- 医療訴訟は、一定の数はあるが、多いわけではない。建築の場合には、一人の専門家でカバーされる間口が相当広いので、3人専門家がいれば、かなりの範囲をカバーできるが、医療関係では、かなり専門分野が細かく、一通り専門家を揃えるというのは、相当大変なことになる。そういった方々を揃えて、2年の任期でお願いしても、その間にその専門の部分の訴訟が無かったということになりかねない。そのようなことで医療関係の方を選んではいないが、それでいいかについては、事件の動向を見ながら今後も考えていかなければならない。
- 東北では、医療鑑定人のネットワークというのがあって、裁判所の管轄を超えて医療の鑑定人をお願いすることができるというシステムがある。むしろ、医療関係の紛争は、鑑定人を活用する方向で整備が進められている。
- 専門委員は、専門的な知識に基づいて説明を行うとあるが、これは、裁判官に対して行うということなのか。また、実際に専門委員から意見を聞く頻度は、どのくらいあるものなのか。
- 専門委員と調停委員では、その位置付けは異なっている。調停では、裁判官1人と調停委員2人以上の委員会の合議体で判断することになっており、調停委員は、この調停委員会を構成する1人であるのに対し、裁判では、もっぱら裁判官だけで決めることになっており、その裁判官に対して、専門的知識を教えるのが専門委員である。つまり、専門委員は、紛争全体の解決というよりは、必要な情報を裁判官に入れるのが仕

事である。意思決定主体のメンバーに入る調停委員とは違い、外から裁判官が必要とする専門的知識を補ってもらうものである。もっとも実際には、裁判官と行動を共にしてもらうことが多い。また、専門委員は、当事者一方の側を助ける立場の専門家ではなく、中立な専門家という立場なので、裁判所としては、ありがたい存在である。制度が始まったばかりでもあり、昨年4月以降で、自分が担当した事件で、専門委員が関与したのは、1件だけである。

- 専門委員が法廷で意見陳述をすることや、直接当事者から事情を聞くこともあるのか。
- ある。弁論準備、あるいは、現地の進行協議で話を聞くことが多いが、もちろん法廷で話をしてもらう場合もあるし、専門委員が直接当事者等から事情を聞くことも予定されている。
- 専門的な事項にわたる紛争が目立ってきており、裁判官だけできちんとした判断をしようとしても難しい状況になってきている。専門的な知識を有する委員の活用の制度ができないかと、むしろ裁判所からの要請がかなりあって、そういった意見も踏まえて、平成16年に民訴法が改正されて、新設された制度である。
- 1件というのは建築関係の事件か。
- 建築関係の事件である。専門委員には、現地にも行ってもらった。最終的には鑑定をお願いしようと思っていたので、どういう切り口からどういう鑑定事項を決めたらいいのか、あるいは、裁判所で見落とししている点がないかといった観点から、助言をいただいた事件である。
- 1級建築士の資格を持つ民事調停委員から聞いた話によると、建物の瑕疵の程度は、現場で見ればかなり分かるとのことだったが、実際にはどうなのか。

石川専門委員

書面だけの判断と現地での判断では全然違う。現地を見て、施工状況を見れば、どういった工事だったのか、大体分かると思う。

- 司法委員が担当する事件は、サラ金関係のものが多いたうが、調停に持ち込むのは、業者が多いのか、利用者が多いのか。

和田司法委員

裁判では、原告はほとんど業者だが、最近は、利息制限法に基づいて計算し直すと、払い過ぎになっているために、その分を不当利得として、利用者が業者に返還請求する事件も増えている。

- 消費者センターにいとサラ金の相談が多い。サラ金の相談の場合、後日相談者から結果を報告してもらうケースは少ないのだが、この前、簡裁の調停をお願いしたところ、返済額が50万円のところ30万円になって非常によくしてもらったと聞いた。こういうのを活用してもらえればと思った。
- 最近では、自分で手続をしたいと言うので、裁判所を紹介する場所があるが、そういう人は増えているのか。実際いろんな手続の複雑な部分をどういう形で相談に乗ってもらっているのか。その辺の話を聞ければ、私達としても裁判所に相談に行きそうな方々に情報提供できる。
- 多重債務者と呼ばれる方々が来庁したときには、簡易裁判所の手続相談窓口に行っていただくよう案内をしている。相談者から状況を聞いて、必要な手続のメニューを示して説明し、その中から本人に選んでもらう。その際には、必要な書類、費用等を説明し、次回来庁時には、申立てが可能な程度の説明をしている。手元に統計数値を持ち合わせていないが、現場の書記官に聞くと、実際に代理人を頼まずに本人が申し立てるケースは増えているとのことである。

那波調停委員

秋田調停協会でも、2か月に1度無料相談を行っている。市の広報誌や地元紙にも掲載してもらっている。最近では、特に民事調停の相談者が増えている。

- 調停は、法律上、書面又は口頭でも申立てできる。窓口で定型の申立書があるので、気軽に来てもらえばいいと思う。
- 相談すれば教えていただき、自分でも申立てできるとなれば、もっと気軽に相談に来ると思うが、そういう想定がない。変な事を言っはいけないのではないかと、一般の方々の場合、裁判所を相談窓口として見る事自体がないのではないかと。今の話を聞いて、分からないことを

分からないこととして、裁判所に来てもいいのだなと分かった。

- 選任の仕方として、労働審判員だと労使の団体に推薦依頼すると思うし、精神保健審判員も医師会等から推薦を受けるのだと思うが、専門委員は、建築家の団体に推薦依頼するのか。
- 専門委員の場合は、専門委員規則第1条の中で最高裁が任命するという形になっている。しかし、実際には秋田なら秋田の団体に推薦依頼して、候補者を推薦いただくという形で段取りを付けている。一本釣りは難しい。
- 各種委員に対し、研修や講義をしているとあるが、これは、裁判所の中だけの講義や討議ということか。消費者問題だと様々な相談機関、解決機関がある。例えば、消費者センターでどういう解決をしているのかというのを調停委員が分かれば、解決しやすいということもある。裁判所でどういう解決をしているのかが分かれば、消費センターの解決もしやすい。外部の方も含めての講義や討議は行わないのか。
- 研修や講義は、すべて裁判所の中だけで調停委員等を対象としたものである。ただ、外部講師という形で、外の人を講師に招いて、その状況をお聴きするということはあったと記憶している。実際には、関係機関と席を同じくして行うということは、地裁ではやっていないが、家裁では関係機関との間で連絡協議会を行っている。ただ、日本司法支援センターの準備会の中では、相談に関わるすべての機関でどのような相談をしているのかといったアンケート調査をしており、その結果については、裁判所でも情報として入手している。
- 日本司法支援センターのパンフレットを、後でお配りしたい。

(8) 議事の公開について

- 自由闊達な御意見をいただき、最終的にその話し合いの中で取捨選択したものについては、当然公開すべきと思うが、議論の中身は基本的には自由に思ったことが言えることが必要である。例えば、こんなことを聞いても良いのかなといったことも、思ったとおり言えるということが担保された方がいいと思う。先ほどの体験談の部分を見てもらうとか、冒頭部分だけを公開するのは良いと思うが、議論の場は非公開が望ましいと考える。

■ 全部公開でいいと思う。ただ、固有名詞が出たり、地域の中では明らかに分かってしまうという場合もある。やはり、個人情報保護の観点からすると、制約が多いのは確かである。公開の場でという話になれば、それをそしゃくする記者の受け止め方は千差万別である。社内的なマニュアルはあるが、個々の判断になると分かれるだろうから、結果的に、読者に知られることはあるだろう。ただ、今までこの委員会で話し合われたことを踏まえて言えば、これからは出るかもしれないが、そういうのは少ないと思う。原則公開でいいと思うが、委員会のねらいによりけりということもあると思う。

■ 第1回の委員会では、議論の仕方すら分からない状態だったため、すぐ公開は難しいという意見もあったが、もう2年くらい議論していて、いろんな意見が出て、議論自体は公開して恥ずかしいということはないというのは、そのとおりだと思う。そういうのを踏まえて委員会の在り方を議論してもらいたいということなので、今日結論を出していただく必要はない。

□ この点については、引き続き議論したいと思う。

5 次回委員会について

□ 次回は、家裁委員会との合同開催にしてみてもどうか。さきの家裁委員会では、その方向で委員の意見は一致した。テーマについては、裁判員裁判の中で骨格をなすのが裁判員と裁判官の評議だと思われるので、最高裁が新たに作成したビデオが3月下旬に送付される予定であり、それを見ていただいて、委員の皆さんの意見や感想を聞きたいと考えている。

○ アンケートの関係は家裁委員会でも話が出ているので、次回合同開催ということであれば、その時に、各委員の皆さんの御意見を伺えるように、事務局案を準備したいと考えている。

□ 特に委員の方から異論がないようなので、次回は、家裁委員会との合同開催とし、期日については、家裁委員会委員とも調整の上、追って連絡することとしたい。

以 上